

○佐賀県文化財保護条例施行規則

昭和五十一年三月二十日
佐賀県教育委員会規則第十二号

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第二条 条例第四条第一項の規定による指定を受けようとする者、第二十五条第一項（重要無形民俗文化財を除く。）の規定による指定を受けようとする者又は第三十二条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を佐賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- 一 文化財の種類
- 二 文化財の名称及び員数
- 三 文化財の所在の場所
- 四 文化財の所有者又は権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 五 文化財の構造、型式、材質、大きさ、重さ、銘その他の特徴
- 六 文化財の製作、築造等の年代
- 七 文化財に関する由来、伝承等
- 八 その他参考となるべき事項

(指定書)

第三条 条例第四条第六項（条例第二十五条第二項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 記号番号
- 二 種別、名称及び員数

- 三 形状又は特色
- 四 指定の年月日
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所在の場所

(管理責任者の選任又は解任の届出)

第四条 条例第六条第三項（条例第二十八条及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 種別、名称及び員数
- 二 指定年月日及び記号番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 選任又は解任した管理責任者の氏名若しくは名称及び住所
- 五 所在の場所
- 六 選任又は解任の年月日
- 七 選任又は解任の事由
- 八 その他参考となるべき事項

(所有者の変更の届出)

第五条 条例第七条第一項（条例第二十八条及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 種別、名称及び員数
- 二 指定年月日及び記号番号
- 三 変更前の所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 変更後の所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 所在の場所
- 六 変更の年月日
- 七 変更の事由
- 八 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出)

第六条 条例第七条第二項(条例第二十八条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 種別、名称及び員数
- 二 指定年月日及び記号番号
- 三 所有者又は管理責任者の変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 四 所有者又は管理責任者の変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 五 所在の場所
- 六 変更の年月日
- 七 変更の事由
- 八 その他参考となるべき事項

(滅失、き損等の届出)

第七条 条例第八条(条例第二十八条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 種別、名称及び員数
- 二 指定年月日及び記号番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 所在の場所
- 六 滅失、き損、亡失又は盗難の事実を知つた年月日
- 七 滅失、き損、亡失又は盗難の状況及び発見後の措置
- 八 その他参考となるべき事項

(所在の場所の変更)

第八条 条例第九条(条例第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 種別、名称及び員数

二 指定年月日及び記号番号

三 所有者の氏名又は名称及び住所

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 現在の所在の場所

六 変更後の所在の場所

七 変更しようとする年月日

八 変更しようとする事由

九 その他参考となるべき事項

2 条例第九条ただし書(条例第二十八条において準用する場合を含む。)の教育委員会規則で定める届出を要しない場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 条例第十条第一項(条例第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第十一条第一項(条例第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 条例第十一条第二項(条例第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 条例第十三条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 条例第十四条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 条例第十五条第一項又は第二項(条例第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

七 前各号に掲げる所在の場所の変更を行つた後、変更前の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

3 条例第九条ただし書（条例第二十八条において準用する場合を含む。）の教育委員会規則で定める所在の場所を変更した後届け出る場合は、災害予防上緊急に所在の場所を変更する必要があるが生じた場合とする。

（現状変更等の許可申請）

第九条 条例第十三条第一項又は第三十五条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 種別、名称及び員数
- 二 指定年月日及び記号番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 所在の場所
- 六 現状変更等を必要とする理由
- 七 現状変更等の内容及び実施の方法
- 八 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 九 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所
- 十 その他参考となるべき事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等しようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 四 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 五 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者

であるときは、管理責任者の承諾書

3 条例第十三条第一項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、又はこれを終了したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

5 条例第十三条第二項及び第三十五条第二項の教育委員会規則で定める維持の措置の範囲は、次のとおりとする。

- 一 文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化財を原状に復するとき。
- 二 文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 条例第十条第一項（条例第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて、管理又は修理を行うとき。
- 四 条例第十一条第一項又は第二項（条例第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて管理に關し必要な措置又は修理を行うとき。
- 五 条例第十四条第一項（条例第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして修理を行うとき。

（補償）

第十条 条例第十三条第五項、第十五条第五項又は第三十五条第四項の規定による補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した損失補償請求書（以下「請求書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 種別、名称及び員数
- 二 指定年月日及び記号番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び員数
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

- 五 所在の場所
 - 六 補償を受けようとする理由
 - 七 補償金の額として希望する金額
 - 八 前号の金額算出の基礎
 - 九 滅失し、又はき損した文化財につき損害保険契約をしていたときは、当該保険証券の記載事項
 - 十 その他参考となるべき事項
 - 2 教育委員会は、請求書の提出があつたときは、審査の上、補償を行うか否かを速やかに決定しなければならない。
 - 3 教育委員会は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払いの方法及び時期その他必要な事項とともにこれを補償を受けるべき者に通知しなければならない。
 - 4 教育委員会は、第二項の規定により補償を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を請求書の提出者に通知しなければならない。
- (修理の届出)
- 第十一条 条例第十四条第一項(条例第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 種別、名称及び員数
 - 二 指定年月日及び記号番号
 - 三 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 五 所在の場所
 - 六 修理を必要とする理由
 - 七 修理の内容及び方法
 - 八 修理の着手及び終了の予定時期
 - 九 修理施行者の氏名又は名称及び住所

- 十 その他参考となるべき事項
 - 2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。
 - 一 設計仕様書
 - 二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
 - 3 条例第十四条第一項(条例第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による届出を行った者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。
- (認定書)
- 第十二条 条例第十九条第七項(条例第四十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による認定書には次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 記号番号
 - 二 保持者の氏名及び芸名、雅号等並びに生年月日、又は保持団体若しくは保存団体の名称
 - 三 名称
 - 四 認定年月日
- (保持者の届出を要する場合)
- 第十三条 条例第二十一条(条例第四十二条において準用する場合を含む。)の教育委員会で定める事由は、次に掲げるものとする。
- 一 保持者が芸名、雅号等を変更したとき。
 - 二 保持者について、その保持する県重要無形文化財の保持に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。
- (保持者の氏名変更等)
- 第十四条 条例第二十一条(条例第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 保持者の氏名、芸名、雅号等又は住所の変更の場合
 - イ 種別及び名称
 - ロ 認定年月日及び記号番号
 - ハ 変更前の保持者の氏名、芸名、雅号等又は住所
 - ニ 変更後の保持者の氏名、芸名、雅号等又は住所
 - ホ 変更の年月日及び事由
 - ヘ その他参考となるべき事項
- 二 保持者の死亡又は心身の故障の場合
 - イ 種別及び名称
 - ロ 認定年月日及び記号番号
 - ハ 保持者の氏名
 - ニ 死亡又は心身の故障の生じた年月日
 - ホ その他参考となるべき事項
- 三 保持団体の名称若しくは事務所所在地若しくは代表者の変更又は構成員の異動の場合
 - イ 種別及び名称
 - ロ 認定年月日及び記号番号
 - ハ 変更前の保持団体の名称若しくは事務所所在地若しくは代表者の氏名又は異動前の構成員の氏名
 - ニ 変更後の保持団体の名称若しくは事務所所在地若しくは代表者の氏名又は異動後の構成員の氏名
 - ホ 変更の年月日及び事由
 - ヘ その他参考となるべき事項
- 四 保持団体が解散した場合
 - イ 種別及び名称
 - ロ 認定年月日及び記号番号
 - ハ 保持団体の名称及び事務所所在地
 - ニ 保持団体の解散の年月日及び事由

- ホ その他参考となるべき事項
 - (現状変更等の届出)
 - 第十五条 条例第二十七条第一項の規定による届出には、第九条第一項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中、「条例第十三条第一項の規定による許可を受けた者」とあるのは、「条例第二十七条第一項の規定による届出をした者」と、「当該許可」とあるのは、「当該届出」と読み替えるものとする。
 - (土地の所在等の異動の届出)
 - 第十六条 条例第三十四条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 - 一 種別及び名称
 - 二 指定年月日及び記号番号
 - 三 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 五 所在の場所
 - 六 異動の年月日、内容及び事由
 - 七 その他参考となるべき事項
 - 第十七条 条例第三十五条第一項の別に規則で定めるものは、次に掲げるもの(市の区域内において行われるものに限る。)とする。
 - 一 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。)で三月以内の期間を限つて設置されるもの新築、増築、改築又は除却
 - 二 工作物(建築物を除く。以下この号において同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

三 条例第三十二条第一項に規定する県史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置、改修又は除却

四 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

五 木竹の伐採（佐賀県名勝又は佐賀県天然記念物に指定された木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

附則

この規則は、公布の日から施行する。